

資料1

生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定懇話会開催要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定計画の策定を行うに当たり、外部の視点からの意見、助言等を求めるため、生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに關し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定計画に関すること。
- (2) その他一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定計画に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

（参加者）

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

（運営）

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

（庶務）

第5条 懇話会の庶務は、環境保全課において処理する。

（施行の細目）

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年 5月26日から施行する。
- 2 この要綱は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定計画を策定したときに、その効力を失う。